

防災設備促進貸付のご案内

耐震改修等の防災への取組に向けた設備投資を支援します

1 融資対象者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者等で、かつ次の(3)に該当する方

- (1) 県内で事業を営む方
- (2) 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする方
- (3) 施設の耐震改修、機械の転倒防止等の防災関連の設備投資を行う方

2 融資条件

融資限度額	3億円（ただし、知事が特に認めた場合は、15億円）
融資利率	年0.70%（固定利率） （ただし、知事が特に認めた場合は、0.45%）
融資期間	10年以内（うち据置2年以内） （ただし、知事が特に認めた場合は、15年以内（うち据置2年以内））
資金使途	設備資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	必要に応じて保証を付ける （ただし、企業の保証限度額は、1企業2億8,000万円） <u>保証料軽減措置（基準料率から2割軽減）を受けることができます。</u>
ポイント	「知事が特に認めた場合（知事特認）」とは、兵庫県耐震改修促進計画に基づく多数利用建築物（旅館や店舗等の不特定多数の方が利用する建築物のうち、概ね3階以上かつ1,000㎡以上）の耐震診断・耐震改修等を行う場合をいいます。

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。